去る廿日付御書拝受仕候三月廿日之御書
矢張り重不乱功果成之方御者御引提出之為小
金部撫田し二十九名の解放世也名、後解の後に下
トナリ名方の解と四日解決ス。

四岩間郡家事務所警部砂川の仮
労働者七四名（内女八名）
を加名　全く　女子強之四名
名四記後也
金部の仕業能し因心暫時の名四トし三月十五日聯二三十二名
ヲ二班ヲ加除し抗議し上山乾作部屋ヲ金部の主業
不振と判断し別庭四坪ヲ作業ヲ進捗し難ナリヲ暫時の意
味に於て規定解放者ヲ女名し本日限り解放之旨申

渡ス也
留小
後解留不
世保野の合見に於ける妙特ヲ見四日廿七日両名の衛
第法、覚書ノ交付ヲ四日解決ス。
覚書
一、小田、労資間に於ける争議ハ双方互譲の精神に依り
妥協に四日解決ス。
二、三十二名の解雇者の後解ス。
三、作業上注付過ぎ長間敗し、ヲ来し三月七日本社に於ける
労資の折衝の結果
四、金部の家族に対する慰安方トシテ金一封（三拾円）ヲ贈ル事
五、従業員の解決は聯盟の勧告ヲ待ツ旨ヲ以テ

財団法人 協調会